#### 各区市町村の耐震化助成事業及び連絡先

#### 令和5年4月1日現在

	特定緊急輸送 道路沿道助成					一般緊急輸送道路 沿道助成						連絡先
	補強設計	建替 設計	改修	建替	除却	診断	補強設計	改修	建替	除却	担当部署	電話
千代田区	•		•	•	•	•	•				建築指導課	03-5211-4310
中央区	•		•	•	•	•	•	•			建築課	03-3546-5459
巷区	•		•	•	•	•	•	•	•	•	建築課	03-3578-2895、2896
新宿区	•		•	•	•	•	•	•			防災都市づくり課	03-5273-3829
文京区	•		•	•	•	•					地域整備課	03-5803-1846
台東区	•		•	•	•	•	•	•	•	•	建築課	03-5246-1335
墨田区	•		•	•	•	•	•	•			不燃•耐震促進課	03-5608-6269
<b>工東区</b>	•		•	•	•	•	•	•			安全都市づくり課	03-3647-9764
品川区	•		•	•	•	•	•	•			建築課	03-5742-6634
目黒区	•		•	•	•	•	•	•			建築課	03-5722-9490
大田区	•	•	•	•	•	•	•	•			防災まちづくり課	03-5744-1349
世田谷区	•		•	•	•	•	•	•			防災街づくり課	03-6432-7177
渋谷区	•		•	•	•	•	•	•		•	木密・耐震整備課	03-3463-2647
中野区	•		•	•	•	•	•	•	•	•	建築課	03-3228-5576
杉並区	•		•	•	•	•	•	•			市街地整備課	03-3312-2111(内線3328、3329)
豊島区	•		•	•	•	•	•	•			建築課	03-3981-0590
北区	•		•	•	•	•	•	•	•		建築課	03-3908-1240
荒川区	•		•	•	•	•	•	•			住まい街づくり課	03-3802-4303
<del>加州區</del> 板橋区	•	•	•	•	•	•	•	•		•	建築安全課	03-3579-2554
練馬区	•	•		•			•				防災まちづくり課	03-5984-1938
足立区	•		•	•		•				•	建築防災課	03-3880-5317
葛飾区	•		•	•	•				•	•	建築課	03-5654-8553
江戸川区			•	•	•	•					建築指導課	03-5662-6389
八王子市	•	•	•	•	•	•			•	•	住宅政策課	042-620-7260
<u>//                                   </u>	•		•	•	•	•	•				住宅課	042-528-4384
武蔵野市			•	•	•						住宅対策課	0422-60-1976
三鷹市											都市計画課	0422-29-9704
青梅市	•		•	•	•						住宅課	0428-22-1111(内線2533)
<del>内IBIN</del> 府中市	•	•	•	•	•	•	•				住宅課	042-335-4173
昭島市	•		•	•	•						都市計画課	042-544-4413
調布市	•		•	•							住宅課	042-481-7545
町田市	•	•	•	•	•						住宅課	042-724-4269
<del>"                                    </del>	•	•	•	•	•						まちづくり推進課	042-387-9861
小平市	•	•	•	•	•						建築指導課	042-312-1145
<del>,,,,</del> 日野市	•		•	•	•						都市計画課	042-514-8371
東村山市	•		•	•	•						都市計画·住宅課	042-393-5111(内線3713)
国分寺市	•	•	•	•	•						建築指導課	042-325-0111(内線491、492)
国立市	•		•	•	•						都市計画課	042-576-2111(内線361)
<del>□                                    </del>	•		•	•	•						まちづくり計画課	042-551-1952
油 二 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		•	•	•						まちづくり推進課	03-3430-1359
東大和市	•		•	•	•						都市づくり課	042-563-2111(内線1261)
清瀬市	•	•	•	•	•						都市計画課	042-497-2093
東久留米市	•		•	•							施設建設課	042-470-7777(内線2626)
武蔵村山市	•	•	•	•	•						都市計画課	042-565-1111(内線278)
多摩市	•										都市計画課	042-338-6817
ジルー 稲城市		対象	建築物	勿なし							まちづくり再生課	042-378-2111(内線324)
羽村市	•	7.35	~~ <del>~ ~ 1</del>	,, 50							建築課	042-555-1111(内線253)
あきる野市	•	•	•	•	•						都市計画課	042-558-1111(内線2715)
のとる野巾 西東京市	•		•	•							住宅課	042-338-1111(P34982713) 042-438-4052
瑞穂町											都市計画課	042-557-0599
<del>呵徳町</del> 日の出町		対象	建築物	勿かし							まちづくり課	042-588-5114
曾原村	•	V.1 3V	建業1	7J-& C	•						産業環境課	042-598-1011(内線125)
<del>恒原刊</del> 奥多摩町											総務課	0428-83-2349
~~ /T ~!		<u> </u>							L		4-0-300 Mg	1

<sup>●</sup> 助成制度あり 助成制度の内容は各区市町村によって異なります。詳しくは各区市町村にお問い合わせください



## 緊急輸送道路沿道建築物の

# 専属アドバイザー制度

**緊急輸送道路沿道建築物**の所有者と<u>連名</u>で、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターに申請することで、所有者の耐震化への取組を支援し、合意形成等の課題解決をサポートする**専属アドバイザー**となることができます。

#### 専属アドバイザーの業務

専属アドバイザーは、 所有者のニーズに応じ、 耐震化に関する業務を 主体的に行います。

- ①建築物の耐震化への取組に関する助言
- ②法律等の趣旨・内容に関する説明
- ③権利者間の合意形成・関係関連機関との調整
- 4 改修計画案等の作成
- ⑤適切な事業者の紹介
- ⑥その他、耐震化に係る業務

所有者 無料

①民間事業者から沿道建築物所有者へ 専属アドバイザー制度について説明



②所有者との連名で まちづくりセンターに申請



③所有者ヘアドバイザー業務を提供



④ まちづくりセンターに報告書を提出



アドバイザー派遣料は派遣回数に応じてまちづくりセンターからお支払します。 詳細は、**まちづくりセンター(03-5989-1470)**までお問合せ下さい。



東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 耐震化推進担当 03-5388-3362

#### 緊急輸送道路とは

緊急輸送道路とは、震災時に避 難や救急・消火活動、緊急物資 輸送の大動脈となる幹線道路です。

震災の被害を最小化するために は緊急輸送道路沿道の耐震化を進 め、建物の倒壊による道路閉塞を 防止することがとりわけ重要です。

緊急輸送道路のうち、特に沿道 建築物の耐震化を図る必要がある と認める道路を「特定緊急輸送道 路」として指定し、耐震診断を 義務付けています。特定緊急輸送 道路以外の緊急輸送道路が「一般 緊急輸送道路」です。

特定緊急輸送道路(高速道路) 特定緊急輸送道路(高速道路以外) 一般緊急輸送道路 ※ 点線はトンネル区間 五日市街道

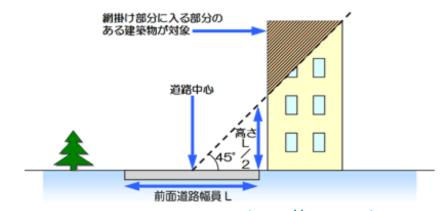
詳細な緊急輸送道路図はコチラ

https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/yuso/roadmap/Map2.html

### 緊急輸送道路沿道建築物とは

緊急輸送道路沿道建築物とは、次の全ての条件を満たす建築物です。

- ・敷地が緊急輸送道路に接する建築物
- ・昭和56年5月以前に新築された建築物(旧耐震基準)
- ・道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物(下図)





https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/pdf/info/05 06.pdf

緊急輸送道路沿道建築物に該当するかどうか不明な場合は、 まちづくりセンター(03-5989-1470)までお問合せ下さい。

## 複数の事業者がチームを組むこともできます

1件の緊急輸送道路沿道建築物に対して、複数で専属アドバイザーと なることも可能です。その場合は、全ての専属アドバイザーがチームと なり、所有者の耐震化の取組に対して、連携して業務を提供し、サポー トをしてください。

専属アドバイザーが複数となる場合は、事前にまちづくりセンターに お知らせください。

※専属アドバイザーは、8団体(東京都建 築士事務所協会、日本建築構造技術者協会、 耐震総合安全機構、マンション管理業協会、 東京都マンション管理士会、東京建設業協 会、全日本不動産協会東京都本部、東京都 宅地建物取引業協会:令和5年7月時点) のいずれかに所属していることを要件とし ています。

